

【表1】企業立地促進事業

対象地域	・工業専用地域 ・工業地域 ・準工業地域(3,000㎡以上の一団の土地) ・市街化調整区域(他法令等により企業の立地が認められる場合に限り)
対象業種	・製造業 ・情報通信業 ・自然科学研究所
区分	内容
企業立地奨励金	投下資本額の10%を奨励金として交付(3,000万円を限度)
雇用奨励金	市内在住者を新規に6人以上雇用する企業に対し、6人目から1人につき30万円を助成 →雇用期間1年以上(1,000万円を限度) 雇用者が障がい者の場合は、限度額にかかわらず10万円を加算
環境施設設置奨励金	環境施設(雨水活用施設、太陽光発電施設、風力発電施設、屋上緑化・壁面緑化)を設置した場合、費用の一部を奨励金として交付 →合計で800万円を限度
固定資産税等の軽減	固定資産税・都市計画税を3年間、税率2分の1に軽減 (既に市内で3年以上操業している中小企業が適用を受ける場合には、全額免除)

※市内企業が適用を受ける場合、3年以上継続して事業を行っていることが要件となります

【表2】中小企業振興支援事業

対象者	市内で操業している中小企業者(個人事業主も含む)および、中小企業者で構成する団体で、以下の要件をすべて満たすものが対象 ・納期限の到来した市税を完納していること ・市内において1年以上継続して同一事業を行っていること
補助区分	内容
ISO認証取得促進	取引の優位性や操業環境充実のため、ISO(9000シリーズ、14001)認証取得にかかる費用の一部を補助 →経費の2分の1(50万円を限度)
人材育成	自社での人材育成が困難な中小企業に対し、研修受講に要する費用の一部を補助 →経費の2分の1(5万円を限度)
依頼試験等実施	新製品の開発を支援するため、依頼試験・機器使用にかかる費用の一部を補助 →経費の2分の1(10万円を限度)
展示会等出展	取引の活性化を図るため、展示会や見本市等への出展費用の一部を補助 →経費の2分の1(20万円を限度)
産業財産権取得	新技術・新製品の保護および研究開発を奨励するため、産業財産権(特許権・商標権など)取得費用の一部を補助 →経費の2分の1(10万円を限度)
環境施設設置事業	環境に配慮した施設の積極的な導入に対する費用の一部を補助 (雨水活用施設、太陽光発電施設、風力発電施設、屋上・壁面緑化への費用補助)

※申請は、年度内において、1社につき1回までとなります
※補助区分は、年度内において、いずれか1区分のみ利用できます

市内経済の活性化へ 企業立地促進事業 中小企業振興支援事業 のご案内

市では、新たな企業の誘致と、既存市内企業の事業拡大による再投資によって、地域経済の活性化と雇用機会の拡大を目指す「企業立地促進事業」や、中小企業の経営管理能力・技術力向上を目的とした「中小企業振興支援事業」を進めています。

施策である「インベスト神奈川」との併用も可能です。「中小企業振興支援事業」市内で操業している中小企業を対象に、ISO認証取得、企業の人材育成などにかかる費用の一部補助します(表2参照)。中小企業を支援することで、地域産業の活性化を図ります。 ※市ホームページで、各事業の案内パンフレットがダウンロードできます。なお、申請の際は、事前に商工課へご相談ください。

問 同課(☎235・4843)

あなたの声をお聞かせください 平成21年度 市政コメンテーター 募集します

市では、平成21年度市政コメンテーターを募集しています。これは、市民の皆さんが行政運営のパートナーとして、市の施策や計画に関して建設的な意見・提言をする制度です。郵便またはメールを活用して、自宅で活動できます。

▽応募資格 市内在住で、今年4月1日現在、満18歳以上の方

20歳以上の方
▽活動内容 ①市政に対するアンケートへの回答(平成20年度は「住宅用火災報知器」「救急医療」「えびな高齢者プラン21」など7回実施) ②政策提案に対する意見(パブリックコメント)の提出 ③市政に関する身近な課題等の情報提供など
▽その他 ご協力いただいた方には記念品を贈呈。

市では、今年度から、農業の担い手の育成・確保を目的として、「えびな愛農推進事業」を展開します。同事業の一環として、農家を手伝う「援農ボランティア」の育成に向け、実践活動の場として水稲栽培の手伝いを希望する方の受け入れ農家を次のとおり募集します。

▽受け入れ期間 6月～10月の水稲農繁期
▽対象 市内の農家
▽内容 田植え、草取り、稲刈り、脱穀・もみすりなどに関連した作業の指導
▽募集農家数 20戸
▽謝礼 受け入れ人数に応じて支払います。

※受け入れ期間と作業内容は、受け入れ側が指定できます。

申請 4月20日(日)～5月11日(日)に、電話で農政課(☎235・4844)へ。

市では、平成21年度市政コメンテーターを募集しています。これは、市民の皆さんが行政運営のパートナーとして、市の施策や計画に関して建設的な意見・提言をする制度です。郵便またはメールを活用して、自宅で活動できます。

▽応募資格 市内在住で、今年4月1日現在、満18歳以上の方

市では、今年度から、農業の担い手の育成・確保を目的として、「えびな愛農推進事業」を展開します。同事業の一環として、農家を手伝う「援農ボランティア」の育成に向け、実践活動の場として水稲栽培の手伝いを希望する方の受け入れ農家を次のとおり募集します。

▽受け入れ期間 6月～10月の水稲農繁期
▽対象 市内の農家
▽内容 田植え、草取り、稲刈り、脱穀・もみすりなどに関連した作業の指導
▽募集農家数 20戸
▽謝礼 受け入れ人数に応じて支払います。

※受け入れ期間と作業内容は、受け入れ側が指定できます。

申請 4月20日(日)～5月11日(日)に、電話で農政課(☎235・4844)へ。



市の緊急雇用対策 募集 公共交通に関する業務の事務員

市では、雇用情勢の悪化による離職者の増加等を踏まえ、緊急雇用対策の一環として、公共交通に関する業務に従事する事務員を次のとおり募集します。

▽勤務内容 市内各駅やイベント会場での街頭作業やその集計・整理・分析作業等

▽勤務日時 8時30分～17時15分・週5日程度(予定。土曜を含む場合があります)

9月ごろ
▽対象 現在、失業状態にある方 ※失業状態は公共職業安定所に求職申し込みを行っている、またはその他の方法(民間職業紹介機関、求人情報誌の活用等)で求職活動を行っており、紹介されればすぐに就職できる状態

※学生(夜間部の学生を除く)や、求職活動をしていない専業主婦は該当しません

▽募集人数 若干名
▽時給 市の規定に準ずる
▽採用 書類選考および面接の上、決定(予定)
▽必要書類 履歴書・職務経歴書および次のいずれかの書類の写し
①雇用保険受給者証②離職票③公共職業安定所へ求職を行った際の求職受付票④廃業届(元自営業者の場合)⑤その他、失業状態であることを証明する書類

※国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用した制度のため、書類等の確認により、失業状態でないことと判断された場合、採用しません。

申請 必要書類を持参の上、4月30日(木)までに直接、駅周辺対策課(☎235・9676)へ。

便利です！「えびなメールサービス」
登録はejob@post.jp、あて空メールを送信。
詳しくは市ホームページまたは情報システム課へ